



流 共 募 第 2 7 号

令和 7 年 9 月 8 日

駒木自治会

協力員 渡邊 治 様

社会福祉法人

千葉県共同募金会流山市支会

支会長 石 幡 恒 美



令和 7 年度赤い羽根共同募金運動へのご協力について（お願い）

初秋の候、貴職ますます健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、共同募金運動の推進につきましては、毎年多大なるご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、本年も 10 月 1 日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が展開されます。

この募金運動は、社会福祉法第 112 条に基づき社会福祉団体等が行う福祉事業の財源の確保と、募金活動を通じた住民の相互のたすけあいの心の普及を趣旨としておりますが、頻発する災害時への備えや人々のつながりの希薄化に対する支援などますます必要性が高まっております。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、この運動の趣旨をご理解いただき、ご協力について特段のご配慮をお願い申し上げます。

- 1 募金はあくまでも任意であります、1 世帯あたり 400 円程度の目安額でお願いしております。
(全体目標額：9,870,000 円、うち自治会様より 7,120,000 円)
- 2 お預かりする期間は、令和 8 年 1 月 5 日（月）までを目安とさせていただきます。
(自治会様のご都合に合わせ、期間を過ぎましてもありがたくお預かりさせていただきます。)
- 3 お預かりする方法につきましては、次のとおりです。
 - (1) ①同封の郵便振替払込取扱票によるお振込み
②インターネットバンキングによるお振込み
※別紙お振込みについてのご案内をご参照ください。
 - (2) ご都合がつかない場合は受領に伺いますのでご連絡ください。
 - (3) 事務局窓口（流山市社会福祉協議会内ボランティアセンター）でも直接お預かりさせていただきます。

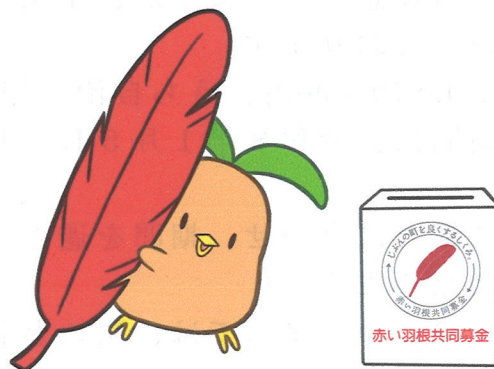
裏面に続きます→

4 その他

- (1) ご協力をお願いにあたり、回覧・パンフレット・ポスターをご用意しましたので、自治会のご実情にあわせてご活用願います。
- (2) 募金にご協力いただいた方には、同封の「赤い羽根」または「栞」をお渡し願います。(自治会様のご要望いただいた内容でご用意いたしました。)
- (3) 戸別領収書は、「昨年度使用された自治会」「新たにご要望いただいた自治会」のみ同封しております。「戸別領収書の控え」及び、「未使用の戸別領収書」は、返信用封筒に入れてご返送ください。
(回覧等の資材がご不要となった自治会様は、お手数ですがお申し出ください。)
- (4) 令和7年度歳末たすけあい募金の各自治会様へのご依頼につきましては、11月中旬頃に各自治会協力員の皆様に募金資材等を郵送させていただきますので、ご協力について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

※赤い羽根共同募金のしくみや取りくみについて解説した「赤い羽根ブランドブック」を同封いたしましたので、ご参照ください。

※ご不明な点などがございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせくださいますようお願いいたします。



【問い合わせ先】

千葉県共同募金会流山市支会事務局
(流山市社会福祉協議会ボランティアセンター内)
担当者 飯田、吉田、谷津田

〒270-0157 流山市平和台2-1-2

流山市ケアセンター3階

TEL 04-7159-4939

FAX 04-7159-4736